

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	死亡獣畜取扱場外における処理の許可		
根拠法令及び条項	化製場等に関する法律 第2条第2項ただし書き 蓮田市化製場等に関する法律施行細則 第1条		
審査基準	<input type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）  <b>【参考】</b> 化製場等に関する法律（昭和23年7月12日号外法律第140号） （化製場等以外における処理の禁止） 第二条（略） 2 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行ってはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。  蓮田市化製場等に関する法律施行細則（平成16年3月31日規則第9号） （死亡獣畜取扱場外における処理の許可申請） 第1条 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項ただし書の規定により死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の許可を受けようとする者は、様式第1号の死亡獣畜の解体（埋却、焼却）許可申請書を市長に提出しなければならない。		
	審査基準 設定年月日		
審査基準 最終変更年月日	令和6年3月27日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部みどり環境課		

備考	
----	--

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。